

テロ対策等の観点からの外国人滞在施設に対する対応について

1. 趣旨

- 特区法第13条による旅館業法の特例の適用を受ける施設は、旅館業法の宿泊者名簿やフロント(宿泊者の身元確認等の機能)の設置に関する規定が除外。また、マンション等の空き部屋の活用が想定される。

【指摘事項】

- ① 滞在者の身元の確認や管理ができず、テロ行為者の捜査等に支障を来し、国内の治安確保の観点から問題。(違法薬物(麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ)の捜査についても同様)
 - ← 関係地方自治体や警察当局等から対応について強い要請あり。
 - ← 訪日外国人増へ向けビザ発給要件緩和を進める上でも不可欠。
- ② 滞在者の身元の管理は、感染症のまん延防止の観点からも不可欠。
 - ← 滞在者が感染症患者と判明した場合に、他の滞在者の(健康)調査が必要。健康危機管理の観点から必須。
- ③ 施設に対する近隣住民の安全確保や不安除去という観点からの対応が不十分。
 - ← 大阪市議会及び大阪府議会で、本制度に係る関連条例が否決された理由の一つと承知。

- 国家戦略特区に係る旅館業法の特例の制度を実現するためには、上記の指摘に適切に対応することが不可欠。

2. 内容

通知に盛り込む内容

- 滞在者名簿（氏名、住所、職業、国籍及び旅券番号を記載）を作成
旅券の呈示を求め、旅券の写しを保存
- 使用開始時及び終了時に、対面等（又は映像等により確実に確認できる方法）により、滞在者の本人確認を実施
- 以下の場合には警察署に連絡等の対応
 - ・ 滞在者が旅券の呈示を拒否する場合
 - ・ 滞在者等で挙動不審な者を見かけた場合
- 以下について警察官に協力
 - ・ 不審事案の有無等に関する質問
 - ・ 滞在者名簿の閲覧請求
- 以下により近隣住民の不安に対応
 - ・ 施設設置の際、近隣住民に適切に説明（理解を得るよう努める。）
 - ・ 近隣住民からの苦情等の対応（窓口設置等）
 - ・ 滞在者に対する廃棄物処理方法等の説明

（参考）左記に相当する旅館業に対するルール

- 宿泊者名簿（氏名、住所、職業、国籍及び旅券番号を記載）を作成
旅券の呈示を求め、旅券の写しを保存
- 玄関帳場（フロント）において、宿泊開始時及び終了時に宿泊者の本人確認を実施
- 以下の場合には警察署に連絡等の対応
 - ・ 宿泊者が旅券の呈示を拒否する場合
 - ・ 宿泊者等で挙動不審な者を見かけた場合
- 以下について警察官に協力
 - ・ 不審事案の有無等に関する質問
 - ・ 宿泊者名簿の閲覧請求

左記は、外国人滞在施設に対する近隣住民の不安を除去する観点から最低限必要な事項（旅館においても同等の事項は担保されている。）